

災害時における消火水等の供給協力に関する協定書

彦 根 市

湖 東 生 コ ン 協 同 組 合

災害時における消火水等の供給協力に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と湖東生コン協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における消火水等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、彦根市地域防災計画に定める災害もしくはこれに準じる災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲の要請を受けて行う消火水、応急救援活動にかかる生活用水および応急対策のための砂、土嚢、建設機械等（以下「消火水等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害時において、消火水等が必要であると認めるときは、乙に対し、消火水等の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に消火水等の供給を要請する場合は、消火水等供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭で乙に要請し、事後速やかに消火水等供給要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、消火水等供給要請受託書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、消火水等の供給に応じるものとする。

2 消火水等の搬入場所は、乙が可能な限り甲が指定する場所とする。

3 甲は、消火水等の搬入場所に職員を派遣するものとし、乙の搬入後の作業は、当該職員の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく消火水等の供給に要する費用（運搬に要する費用を含む。）は、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の額は、乙の提出する消火水等供給受託書等に基づき甲が検査を行い、甲乙協議の上、災害時となる直前における適正な価格を基準として決定する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づき乙が実施した消火水等の供給活動に起因する乙の社員の負傷、疾病、障害または死亡の場合における補償については、甲乙協議して決定する。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく消火水等の供給協力に関する事項の連絡責任者として、
甲においては、彦根市 危機管理課長、乙においては理事長を指定するものとする。

(有効期限等)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

2 この協定に伴い、平成27年2月9日に締結した「災害時における消火水等の供給協力に関する協定書」は、効力を失うものとする。

3 この協定は、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(防災訓練の参加)

第8条 乙は、災害時においてこの協定に基づく消火水等の供給活動が円滑に行えるよう、甲が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、平常時および災害時における甲と乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年10月1日

甲 彦根市元町4番2号
彦根市

彦根市長 田島 一成 ⑩

乙 東近江市建部下野町16番地
湖東生コン協同組合

理事長 田中 尚秀 ⑩

別 記

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

湖東生コン協同組合
理事長

様

彦根市長



消火水等供給要請書

「災害時における消火水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に必要な消火水等の供給について、下記のとおり要請します。

記

消 火 水 等 数 量	
車 両 台 数	
搬 入 場 所	
搬 入 日 時	年 月 日 時
備 考	

連絡責任者：氏名

電話

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

彦根市長 様

湖東生コン協同組合
理事長



消火水等供給要請受託書

年 月 日付け第 号で要請のありました消火水等の供給について、次のとおり受託します。

記

消 火 水 等 数 量	
車 両 台 数	
搬 入 場 所	
搬 入 日 時	年 月 日 時 分
備 考	

連絡責任者：氏名 電話